

令和4年6月20日

各 位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立大洲青少年交流の家所長 向 井 繁 一

一般団体の施設使用料の改定について（通知）

日頃より、当施設の運営にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

当施設を含む国立青少年教育施設の運営は、国からの運営費交付金とご利用の皆様にご負担いただく施設使用料等の自己収入により成り立っておりますが、国の厳しい財政事情から、運営費交付金は毎年削減されているところです。

一方、光熱水料や燃料費等の上昇により、施設管理に必要な支出が増加しております。

このことから、経費の削減に最大限努めてまいりましたが、現行料金を一部改定せざるを得ない状況となっております。

つきましては、一般団体の施設使用料について、下記のとおり改定致しますので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

施設使用料（1人1泊あたり）

1. 料金（青少年団体）：無料（改定なし）
（一般団体）：810円（現行） → 900円（改定後）
2. 改定日：令和5年4月1日

以上